

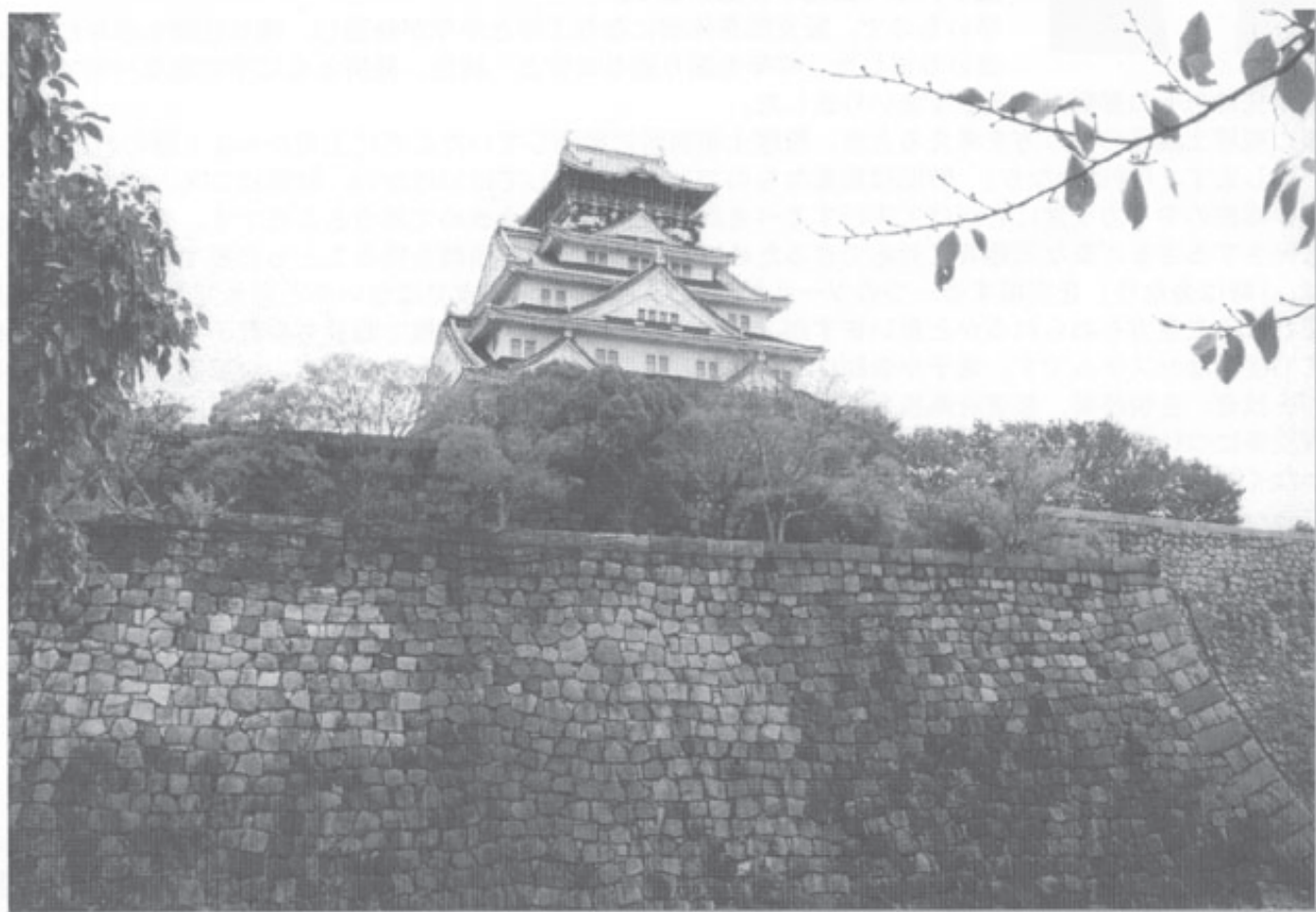
近畿税理士会

発行 平成21年1月

泉大津支部だより 21年新春号

No.21

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 阪 広久
事務局 泉大津市二田町1丁目14-13 TEL/FAX 0725-21-6263
編集委員/石谷秀志・小柳孝平・竹尾公宏・小西儀孝・村上香世



大阪城を偲ぶ

秀吉が大阪城の築造を始めたのは天正11年(1583年)。本能寺の変で織田信長が世を去り、その後継者となったわずか1年後のことであった。天下統一を目指した秀吉が、その力を世に知らしめるために築き上げた豪華な巨城。それが大阪城だ。

その後この城は慶長20年(1615年)の大阪夏の陣で落城。元和6年(1620年)から始まった徳川幕府による再築工事の際埋められてしまった。このように落城再生を繰り返し、天守閣にいたっては現在のもので三代目となった・・・。

このような雑誌の一文を読みながら、思い立って、紅葉の雑踏も一段落した晩秋の大阪城を撮影に訪れたときのものである。



(写真・文) 久保 慶



1面 大阪城

2面 阪東寛副支部長の挨拶

高岩弘至副支部長

3面 寄稿 海外駐在の思い出
私の映画の楽しみ方

4面 第20回誌上研修

「リース税制改正後の借り手側の実務」

6面 支部旅行(鹿児島)

7面 新会員自己紹介・会員異動

8面 告知板・原稿募集・編集後記

新年を迎えて



副支部長 阪東 寛

新年明けましておめでとうございます。

近畿税理士会泉大津支部の会員先生方におかれましては、穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、支部事業運営に関し多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

早いもので、阪支部長体制になり1年と半年が経過し、残り任期も半年に迫ってまいりました。昨年を振り返りますと、政治、経済ともに不安定な一年で、私達

の得意先にもその影響が波及してまいりました。

今後の税理士業務の在り方を考えるとき、税理士事務所に勤務していたころに上司からよく言われた言葉を思い出します。「時は金なり」 時間は貴重なものであり無駄にはいけない、時間はコストであり、効率の良い業務のやり方を常に心がけて実行するべきだと、新年を迎え改めて思うところです。もちろん、得意先に発生するさまざまな問題等に対応できるために、自己研鑽をし信頼を得ることも必要です。

私は、「時は金なり」を実現する一つのツールが、現在の電子申告制度ではないかと考えております。なぜと思われる先生方もおられるかと思いますが、私の事務所のように小規模で職員も少数の事務所にとってはとても便利なシステムです。電子申告制度を活用する以前は、法人、個人を問わず、決算完了後に申告書に押印を頂き、各税務署、都道府県税事務所、ならびに市区町村に提出していました（源泉所得税関係、償却資産税等についても同様です）。しかし、電子申告を行うようになってからは、押印の必要がなく、提出に行かなくても良いので、間接時間がかなり節約されるようになったのです。

私にとっては、電子申告を利用することが「時は金なり」を如実に表せている事実であり、まさに電子申告制度ささまと思っていました。本年も、給与所得者の給与支払報告書をeL-TAX対応の市区町村に電子申告で行うよう計画し、時を稼ごうと思っている次第です。先生方も上手に活用されてみてはいかがでしょうか。

結びにあたり、泉大津支部会員の先生方のご活躍とご健康を祈念しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成20年度の地区相談について



副支部長 高岩 弘至

私が、副支部長税対担当になって2回目の「確定申告期の無料相談」を迎えます。今回もどうか『税務支援事業』にご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、この『税務支援』という言葉を使えるのも最後かもしれません。

税理士を取り巻く環境は、我々が想像する以上に早いスピードで変化しており、税務支援事業の国からのアウトソーシング化とe-Taxの推進が、平成17年度から実施されている『税務支援』を過去のものにしようとしています。現在、

日税連には、このプロジェクトチームがすでに立ちあげられており、平成21年度の地区相談に対応するため検討がされています。

確定申告の無料相談の事業は、今年度から大阪国税局から公募方式による外部委託とされることになりました。本年は、無事に近畿税理士会が落札したことから、いままでと同様各会場における詳細な内容の検討は各税務署と各支部にまかされることとなりました。

e-Taxの推進については、この確定申告期に税務署が用意できるパソコンをフル稼働させても足りない状況で、地区相談会場に、パソコンを準備できない状況を作り出してしまいました。

そこで、本年は、実施会場の変更（テクスピア大阪会場は閉鎖します）、実施期間の短縮（3月5日で全日程終了）、いままでとは違った会場のレイアウト、相談手順の大幅な変更を予定しております。

どうかご理解の程よろしくお願い申し上げます。

最後に、厳寒の折柄、風邪などめされぬよう、お身体にはくれぐれもお気をつけ下さい。



海外駐在の思い出

上野 精一

もう二十年以上も前のことですが、某大手造船会社海外プロジェクトの一員（アカウント）として、約一年半メキシコシティに駐在しました。支部広報からは「面白い体験談を」とのことです。夜の体験も交えお話ししたいと思います。

海外駐在は、先ず現地で生活することです。時差（-15時間）に慣れる。トラベラーズチェックを現地通貨に換える。レストランで食事をする。タクシーに乗る等から始めます。そして徐々に仕事に集中していきます。事務所は開設間もなくアカウントといっても幅広い業務をこなします。現地会計事務所との打合せ、現地雇用者への給与支払い、スペイン語での現・預金出納帳の記帳等のルーチン業務に加え、日本から来る技術者のホテル予約・通関補助（手荷物が多い）・歓迎会等の世話もします。

工事の進捗に伴い事務・営業・技術とも多忙を極めストレスも溜まります。単身赴任者ばかりなので「息抜き」は勢い酒と女になり、週一回は、夜連れ立って酒場へと繰り出します。メキシコは公には売春禁止ですが、特定の酒場では女を連れ出せます。メキシコ人はメスティーソと呼ばれるスペイン人と原住民との混血が大部分で、女性は少々浅黒いですが、顔付きは欧米人風でスタイルもよい子が多い。長期滞在者の中には「馴染みの女」を作る者もいます。酒もテキーラ、マルガリータといった強い酒が色々あり、酒飲みには有難い所です。海外経験の多い技術者は「ここが一番いい。」と漏らしていました。但し、シティは大気汚染が深刻で、長期の滞在は健康に悪い。

任務を終えれば、技術者は順次帰国となります。送別会を開き、二次会は酒場です。ここである純情な技術者のエピソードを一つ。帰国の段になり、彼は持ち金全部を「馴染みの女」に渡し「最後の夜は寝ない。」と言ってその女をじっと見つめます。相手の女はきょとんとして「どうしたのか？」と私に尋ね、私が「彼は帰国する。」と答えると、女は「じゃ次の男を紹介しろ」と彼の目の前で私にせがみます。スペイン語を解しない彼は相変わらず愛おしそうに女を眺めている。私は滑稽というか少々やるせない気分です。

因みにこのプロジェクトは、メキシコ経済悪化に伴い工事中断、全員一時帰国となり、私は別のプロジェクトに配属されました。酒も女も厳禁のサウジアラビア淡水化プロジェクトに。



私の映画の楽しみ方

岩間 新吾

小学校低学年の頃、母に連れられて難波高島屋の向かいの南街劇場で「キングコング」を観たのが映画館で映画を観た最初だったように思います。当時は今のように大画面テレビもありませんでしたので、それまで見たこともない巨大なスクリーンや音響のあまりの迫力に圧倒され、映画終了後もしばらく呆然とし、映画館を出た後で、鑑賞中にひざの上に置いていたマフラーを落としてしまっていたことに気づいて慌てて探しに戻ったことがなつかしく思い出されます。

高校生から大学生にかけては試写会によく行きました。たまたま友達に教えてもらったラジオ番組の招待状プレゼントに応募して当たったのがきっかけで、雑誌などの試写会のお知らせを見つけてはハガキを送りまくり、当時はバブルのおかげでスポンサー企業も多く協賛していた時代でしたので試写会や劇場招待の催し自体が多く、調子がいい時なら4枚に1枚の確率で当たっていました。学生の期間中だけで、おそらく200本以上の映画を無料で鑑賞させて頂いたと思います。いい時代でした。

私の場合ジャンルにはあまりこだわらず、ある映画を観て気に入った場合、その出演俳優や監督の他の作品をビデオ屋などで探して立て続けに観て、独特の手法やこだわり、クセみたいなのを見つけたりすると、映画評論家になった気分映画好きの友達とその作品やシーンの解釈についてあれやこれやと意見を交わして楽しんでおりました。昔観た作品でもしばらく経って再び観たらまた感想が違ったりして、それも楽しみ方の一つだと思います。

最近では学生時代とは違って映画館で映画を観ること自体がほとんどなくなりましたが、直近で言えば9月頃5歳の長男と2人で岸和田のシネコンで「大決戦！超ウルトラ8兄弟」を観たのを思い出します。興奮しながらウルトラ兄弟や怪獣について得意げに解説してくれる息子の様子に、かつての自分の姿をダブらせながら家路に向かうひとときを思い返すと、あの日は久しぶりに映画を楽しんだ日であったような気がします。

平成19年度税法改正により、平成20年4月1日以後に契約を行う所有権移転外ファイナンス・リース取引契約については、売買取引とみなされるため、リース資産を「資産計上」することで、「減価償却」の概念が発生することとなった。

※ちなみに、リース会計基準では、平成20年4月1日以後開始事業年度から原則強制適用される。（税法とは適用時期が異なる。）

今回は、基本的なリース取引の定義と、税法の改正点が中小会社である借手側の会計や税務の実務にどう影響するのかを再確認してみたいと思う。

1. リース取引の定義と改正前後の差異

リース取引の区分		改正前	改正後
ファイナンス・リース取引 (税務上のリース取引)		下記2要件で 判定	同左
1	所有権移転ファイナンス・リース取引	売買取引	同左
2	所有権移転外ファイナンス・リース取引	賃貸借取引	売買取引
3	セール・アンド・リースバック取引	金融取引	同左
オペレーティングリース取引		賃貸借取引	同左

(1) 税務上のファイナンス・リース取引に該当する判定の2要件

①ノンキャンセラブル要件

賃貸借期間の中途において契約解除ができない、またはこれに準ずるもの。

②フルペイアウト要件

賃借人がその賃貸借からもたらされる経済的な利益を実質的に享受でき、かつ、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担していること。

※ 賃借人が支払うリース料総額 > その資産の取得に通常要する価額の約90%

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは？

ファイナンス・リース取引のうち、下記①②以外のもの

①所有権移転ファイナンス・リース取引

- ・無償または名目的な対価で譲渡されるリース取引
- ・著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているリース取引
- ・専属使用が見込まれるリース取引
- ・識別が困難であると認められるリース取引
- ・リース期間がリース取引の目的資産の耐用年数に比して相当短いもの

②セール・アンド・リースバック取引

自己所有の資産をリース会社にいったん譲渡し、直ちにこれを賃借する取引で、譲渡人においては、資金調達と同様の効果が得られるのが特徴

2. 中小企業における改正後の所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱い

売買取引（但し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理も認める。）

(1) リース資産の取得価額

原則：リース期間中に支払うべきリース料の総額

例外：リース料の総額から利息相当額を控除し、その利息相当額を利息法または定額法により費用配分する方法

(2) リース資産の減価償却・・・リース期間定額法

償却期間をリース期間とし、残存価額を0とする定額法

(3) 改正後の原則的なリース取引に関する仕訳イメージ

リース資産取得時：	リース資産	×××	リース債務	×××
	仮払消費税等	×××		
リース料支払時：	リース債務	×××	現金預金	×××
減価償却時：	減価償却費	×××	リース資産	×××

(4) 会計上、賃貸借処理を行った場合の税務調整

賃借人が、リース料（賃借料）として経理をした場合においても、その金額は税務上、償却費として経理をしたものとされる。ただし、リース料をリース期間にわたり定額で支払う場合、償却限度額と支払リース料が一致するため、結果として申告調整は不要となる。また、賃貸借処理が行われても、法人税申告書別表16関連「減価償却資産にかかる償却額の計算に関する明細書」への記載も不要とされている。ただし、中小企業の会計にかかる指針では、この処理をする場合、重要性がないリース取引をのぞいて、未経過リース料の注記が必要とされた。

(5) 税務上の優遇措置の整備

- ①リース税額控除の廃止・通常の資産取得の税額控除は適用可
- ②圧縮記帳、特別償却は対象外
- ③少額減価償却資産、一括償却資産の損金算入制度の対象外

(6) 消費税の取扱い

原則：リース資産の引渡しを受けた日に資産の譲受けがあったものとして、その引渡しのあった課税期間において一括して仕入控除税額の計算を行う。

例外：賃借人が賃貸借処理を行っている場合で、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れ等として消費税の申告をしているときは、これによって差し支えない。（11/21に追加された国税庁質疑応答事例23による）

よって、下記に掲げるような場合2年目以降の課税期間については、その課税期間に支払うべきリース料について仕入税額控除することができる。

- イ) リース期間の初年度に簡易課税を適用し、リース期間の2年目以降は原則課税に移行した場合
- ロ) リース期間の初年度に免税事業者であった者が、リース期間の2年目以降は課税事業者となった場合、

(7) 固定資産税の取扱い

固定資産税は、あくまでその1月1日現在の固定資産の所有者に対して課税される。

よって、売買取引として処理された場合であっても、従来通り所有者である賃貸人が固定資産税を納付する。

3. 最後に

所有権移転外ファイナンス・リース取引は税務上売買取引となったが、会計処理の観点から見ると、リース会計基準の適用を受けない中小企業などでは、従来の賃貸借処理で行うことも多いと考えられる。また、上記の消費税における例外の対応緩和など、後日明らかになるものが今後も出てくる可能性があるため、注意が必要と思われる。

<参考文献>

- 「リース会計と税務50問50答」 ひかり監査法人、ひかり税理士法人 共著（清文社）
- 「リース取引の会計と税務」 太田達也 著（税務研究会出版局）
- 「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック 近畿税理士会調査研究部 編著（大阪・奈良税理士協同組合）
- 税務通信 No.3044号、3045号 実務家のための新リース税制Q&A④⑤

支部旅行に参加して

田中 俊英

10月19日より一泊二日の日程で、大河ドラマ『篤姫』で脚光を浴びている、鹿児島方面への支部旅行に参加しました。関西空港9時20分発の飛行機にて鹿児島空港へむけて出発しましたが、着陸の際、鳥と衝突するというトラブルが発生するなか、定刻より15分程度遅れ、無事、鹿児島空港へ着陸しました。

空港からは、貸し切りバスにて、昼食場所の城山へ向かいました。ここは、鹿児島市街のほぼ中央にある小高い山で、西南戦争最後の激戦地となった場所であり、周辺には西郷洞窟や西郷終焉の地など史跡がありました。その後、代々島津家の邸宅として使われてきた仙巖園を散策し、桜島桟橋からフェリーに乗りし桜島港へ向かいました。フェリーから眺める錦江湾や市街地、眼前に迫ってくる雄大な桜島は、まさに絶景の一言です。桜島港からは、溶岩道路を利用し、寺田屋事件で負傷した龍馬が、おりょうと温泉療養と新婚旅行を兼ねて訪れたといわれている、霧島温泉郷にある霧島ホテルに到着しました。このホテルの名物は、硫黄谷庭園大浴場と名づけられた27の泉源から注がれる温泉であり、露天風呂はもちろん、深さ140センチほどの立湯など多種多様な温泉があり、一回の入浴ではすべての風呂に入ることができないくらいとても広い温泉でした。ちなみに混浴とのことです。

温泉にて旅の疲れを落とした後、ライトアップされた美しい百年杉を見ることができる宴会場にての開宴となりました。郷土料理を中心とした、夕食はとても美味しく、また、アルコールが進んでいくとともに、宴会は、おいに盛り上がり、二次会へと突入し、霧島温泉の夜は更けていきました。



翌日、バスは、祁答院ゴルフクラブに向かいました。このゴルフ場は、以前、プロのトーナメントが開催されていた名門のゴルフクラブとのことです。ここで、ゴルフ組の先生方とお別れし、観光組は、知覧方面へと向かい、昼食後に知覧特攻平和会館を見学することとなりました。この会館は、陸軍知覧基地の跡にあり、多くの少年兵の飛行訓練所であったところです。米軍がいよいよ沖縄から本土の迫ろうとした時、「特攻基地」となり、多くの若者たちがここから太平洋へ飛び立っていったとのことでした。会館には、特攻隊員として若い命を終えた1035名の遺影、遺書、遺品、関係フィルム等が展示され、敷地内の特攻平和観音堂には1026柱の特攻隊員の霊が祀られており、また、特攻隊員が寝起きした三角宿舎も残されていました。二度と悲劇が繰り返されぬよう、戦争の悲惨さ、平和・命の尊さを教えられました。

次に武家屋敷群見物をした後、ゴルフ組と合流し、バスは、鹿児島空港に向かい、午後9時30分ごろに帰阪しました。

最後に、この2日間は、天候にも恵まれ、また、先生方とも楽しい時間を過ごすことができ、とても充実した支部旅行となりました。

新 会 員 自 己 紹 介



根尾 玲子 昭和30年2月25日生 (登録番号: 107131)

(支部へのメッセージ)

この度、岸和田支部より転入して参りました。ご指導ご鞭撻をよろしくお願い致します。

(自己紹介)

税理士登録2年目のまだ未熟者です。税務署在勤中は主に資産税関係の仕事に従事しておりました。自宅は岸和田市で、現在の家族構成は、夫、長男、両親、孫のような犬2匹です。明るさだけが取り柄の性格です。

<会員の異動>

平成20年11月30日現在 会員数106名 (内税理士法人2)

入 会

平成20年7月5日 根尾 玲子 先生 (岸和田支部より)
事務所: 〒595-0015 泉大津市二田町1-20-30
TEL0725-33-6523 FAX0725-32-3750

転 出

平成20年7月1日 比嘉 正興 先生 (堺支部へ)
平成20年10月17日 山本 為生 先生 (堺支部へ)



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーサーバーレンタル
保養施設

支部行事 告知板

研修委員会より

支部研修会において採り上げるテーマをどしどし募集いたしておりますので、ぜひともご提案の方どうぞよろしくお願い申し上げます。

広報委員会より

当泉大津支部の会員名簿作成におきまして、皆様にはたいへんお手数をおかけしましたこと感謝いたしております。ご協力どうもありがとうございました。

原稿・写真募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日ごろの疑問等・テーマはご自由です。是非 支部会員のご寄稿お願い致します。

写真も、テーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送り下さい。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますのでその際はご了承下さい。



お問い合わせは、広報委員会 石谷秀志まで
TEL0725-55-3461 FAX0725-55-3464
e-mail tax-acc@zeus.eonet.ne.jp

編集後記



約2年前から支部だより作成を担当させていただきましたが、このように続けて来られましたのも記事を提供していただいた会員皆様のお蔭です。毎号表紙の写真を提供していただいた久保先生には特にお世話になりましたこと、誌面を借りまして感謝いたしたいと存じます。(H. I)



家を出て普段とは異なる知らない小路に足を運べば、そこから旅が始まると、ある作家が述べています。

忠岡町に正木美術館があります。この美術館は、時期を定めて年に数回展覧会が開催されますが、決して絢爛ではなく、静謐だけど豊郁とした茶の世界に、訪れた人を案内してくれます。

旅は地理的な移動にとどまりません。機会を求めて地元の優れた美術館を訪れ、時間の旅を楽しんでみるのも、もうひとつの旅といえるのではないのでしょうか。

今年はどんな旅をされますか?

新年号をお届けします。随筆、研究発表、雑感などどんなテーマでも結構です。常時、投稿をお待ちしています。(K. K)



昨年北京オリンピックが開催され、その後年末にかけて経済状況は急変しました。不況勘は爆発し株価は暴落しました。私もその被害者のとなってしまいました。

今年は、すこしでも回復することを願っています。支部先生方にとっても、今年はよりよい年なることを祈っております。

また 今年も皆様の御協力により支部だより新年号が発行できました。

ありがとうございました。

(K. T)



編集に参加し、発刊からの編集者の思いを改めて感じさせられました。本誌を支部会員間の交流の場として活用していただきたく思います。それには皆さん、購読はもちろんのこと奮って投稿の程お願い申し上げます。

(Y. K)



突然の電話で強引に原稿のお願いをした事も度々ありましたがこころよくご協力頂いた先生方 本当に有難うございました。

支部の先生方をより身近に感じられる 経験談・趣味・様々な思い・・・

今後とも沢山の先生方の投稿を楽しみにしています。

(K. M)